

開会 午前 10時00分

○進行（堤課長）

これより、令和3年度第1回南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。私は司会を務めさせていただきます、介護福祉課の堤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の次第によりまして進めさせていただきます。

次第の2になります。委嘱状交付でございます。役員の交代に伴いまして、お手元の次第の後ろにあります委員の名簿5番の塩澤一夫様、新たに委員を委嘱させていただくことになりました。なお委嘱状につきましては、予め塩澤様のお席のほうに配布させていただいております。そちらをもちまして委嘱状交付に代えさせていただきます。御理解いただければと思います。

なお他の委員の方々につきましては、昨年度から変更等ございません。委員名簿で御確認をいただければと思います。

○進行（堤課長）

続きまして、次第の3、挨拶でございます。会議に先立ちまして、本協議会の今村会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

○会長（今村幸治）

みなさまおはようございます。令和4年度の第1回南アルプス市の協議会ということですが7月という、もう7月も末になってしまっ。昨年は第1回が5月だったような気がしたのですが、だいぶ遅いなという感じがするのですが、それはそれとして。

昨日は山梨で千人以上のコロナが出てしまったということで、非常に大変な時期に来ているなと思います。ウイルスというのは普通、夏場は湿度が上がるものですから、ウイルスはだいたい落ちてくるのが普通なのですけれども、どうもおかしな病気が発生しているなということを感じております。さっき新しく委嘱されました塩澤君とも話をしていたのですが、今年は暑かったり寒かったり、雨が降ったりやたら晴れたりというふうな、天気が影響しているのかなとも思っておりますけれども。それはそれとして皆さま御健勝にてお集まりいただきましてありがとうございます。

今回1時間位の日程で、こういう時期でございますので進めさせていただきたいなと思っております。ぜひとも御協力をよろしくお願いたします。

○進行（堤課長）

ありがとうございました。続きまして、次第の4、職員紹介になります。この会議の事務局であります南アルプス市権利擁護センターを構成します、保健福祉部各課の職員を紹介させていただきます。なお、マイクの使用等による感染リスク低減のため、こちらで名前を呼びますのでその場で起立して、一礼をお願いいたします。

(職員紹介)

○進行（堤課長）

以上、介護福祉課、障がい福祉課、福祉総合相談課の3課が権利擁護センターとして庁内での業務を行っております。

この他、権利擁護センターの機能を構成します協力機関として、南アルプス市成年後見センターの渡辺さんにも御参加いただいております。

なお、同じ協力機関として、北部地域包括支援センター並びに障害者相談支援センターの2機関につきましては、本日都合により不参加となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○進行（堤課長）

続きまして、次第の5、議事に移ります。本協議会の条例第6条第1項によりまして、協議会の会議においては会長が議長となると規定されておりますので、今村会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今村幸治）

はい、わかりました。それでは、議事のほうに移らせていただきます。

まず第1に、令和3年度権利擁護センター事業報告についてということで、事務局より御報告をお願いします。

○事務局（清水）

それでは事務局より令和3年度事業報告について報告させていただきたいと思います。

お手元にあります資料の4枚目を御覧ください。こちらのほうに、昨年度の事業報告についてまとめさせていただいております。

まず、南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会ですけれども、昨年度は5月19日に開催しております。内容については以下のとおりです。付録の資料のほうに議事録をつけさせていただいておりますので、併せて御参照いただければと思います。年度の中でもう1回、2回目を開催する予定だったのですが、コロナ禍もあり延期となっております。

中核機関の設置及び運営についてですけれども、支援調整会議を7回開催いたしました。権利擁護の視点で成年後見制度の申立てが必要な方、あるいは権利を守るために専門職のアドバイスを頂戴しながら支援を進めていきたいケースについて御協力いただきまして検討いたしました。7回開催で都合19ケースにつきまして検討しております。詳しい内容につきましては割愛させていただいております。その下の事務担当者会議ですけれども、こちらは9回開催いたしました。昨年度スタートしたというところで、試行錯誤した中で、どのような形で中核機関を運営していけばよいかを3課の事務担当職員を中心に検討を重ねたという経過です。

次に成年後見制度の普及啓発の推進というところがあります。研修会等を、関係者、職員、市民向けに開催したところです。例えば、福祉のまちづくり職員研修会として、庁内セーフティネット連絡会議の構成員及び採用4年目の職員を対象として開催しました。それから

専門職向けの権利擁護・成年後見制度研修会、市民向け成年後見制度研修会といったことを、普及啓発を軸にしながらか開催したところです。テーマだけ記載させていただいておりました、詳しいところについては割愛させていただきたいと思います。

それから紙面等による広報ということで、付属の資料のほうで添付させていただいておりますけれども、広報南アルプス市、市のホームページ、地域包括支援センター情報誌サポート、成年後見制度パンフレットと、これらを作成しながら広く市民向けに成年後見制度について周知啓発をさせていただいております。

その下、市民後見人の養成・支援というところがありますけれども、南アルプス市市民後見人養成推進事業業務委託ということで、南アルプス市社会福祉協議会のほうに委託しております。内容につきましては、市民後見人養成研修として基礎研修Ⅰ・Ⅱ、実践研修Ⅰ・Ⅱ、フォローアップ研修という3本立てで市民後見人の養成に努めてまいりました。開催日程等は資料を御覧いただきたいと思います。

最後になりますけれども、成年後見制度の利用に関する助成制度というところがあります。こちらにつきましては、本市の成年後見制度利用支援事業の令和3年度の実績ということで、高齢者の申請が7件に対して助成決定が6件、障害者の申請1件に対して助成決定が1件ということになります。市長申立の件数につきましては、高齢者8件ということで、申立の類型につきましては後見が5、保佐が2、補助が1という形になっております。

簡単ですけれども昨年度の活動実績は以上になります。昨年度からこの中核機関がスタートしてまいりまして、先程も申し上げましたが試行錯誤の中でこういった形で制度を周知啓発していくのか。あとはこの制度だけではなくて、権利を守るということに関してこういったことをこの中核機関として形を作っていくのか。1年間という短い期間、コロナ禍という活動の制約される状況の中で、3課の職員の中で協力しながら進めてきたところです。この報告につきまして、皆様から御意見をいただきまして、今年度もう7月になってしまっておりますけれども、今年度以降の事業に活かせるような姿勢で取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。報告は以上になります。

○議長（今村幸治）

はい。ありがとうございました。皆さまのほうから御質問なり御要望ございますか。よろしいですか。

私のほうからちょっと雑談の話になって恐縮なのですが、10月14日と10月21日に市民向け成年後見人研修会をやって、1週間経ったか経たないかという状況だったと思うのですが、JAの職員が2人、ゆうちょの職員が3人、中銀の職員が2人、私に直接質問にきたりとかですね、電話を受けたりとかしたので、結構反響があったかなと思って、私1人でいましたので自惚れみたいな話で恐縮なのですが、そんな話になってちょっと話題になったなというように思っております。

あとは事務局のほうで1枚ものですが、成年後見制度利用支援事業の対象者の要件に関する調査というのを作ってくれてあります。参考に御覧いただければと思います。なかなかまとめが難しかったという話も聞いております。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは2番の議題のほうに入らせていただきます。令和4年度権利擁護センター事業予定についてということで、事務局より説

明をお願いいたします。

○事務局（河野）

それでは御説明させていただきます。先程の、その調査の一覧表につきましては、また、その他のところで触れさせていただきたいと思っております。

令和4年度権利擁護センター事業予定ですけれども、昨年度、初年度の事業を踏まえまして、また展開をしていくこととなります。資料のほうア・イ・ウというふうに項目がありますが、市の成年後見制度利用促進計画に掲げる取り組みという分類で挙げております。

アとして、専門職団体・関係機関と連携・協力する権利擁護・成年後見制度利用促進協議会の構築につきましては、第1回を本日開催しております。昨年度できなかったのですが、また年度後半に第2回の協議会を開催する、と。1年終わっての報告というところと、どうしても活動実績の報告という数字的なものが主になってしまっていますが、その過程でいろいろと、うまくいったことや課題等見えてきております。そういった中身の議論等も、もう1回場で深めていけると良いかなど思っているところでございます。

イとして、中核機関の設置・運営ということに関しては、相談窓口の体制整備ということで、構成する3課の情報の共有等として担当者会議の開催を月1回程度。

権利擁護センターの職員研修ということで、時期未定でございますが、昨年度まだそこまで行きませんでした。いわゆる意思決定支援というテーマが権利擁護という中にもう一つ、大きなことがございます。具体的なケースの中でもそういった関わりが必要なというものが見えてきているところでございまして、いわゆる意思決定支援の各種のガイドラインというところについても情報を共有していけると良いかなど。いわゆる高齢者、障害者等々ありますので、予定していきたいと思っております。

相談窓口の周知としましては今日お手元にもお配りしております、昨年度作りましたパンフレット。制度のパンフレットというのを作成しましたけれども、この中核機関、権利擁護センターというものの周知も必要であろうかなということで、それに関する簡単なリーフレット等も作成できると良いかなど考えております。

ウとして、本人中心を徹底するチームの形成ということで、いわゆる制度の利用促進ということでございますが、権利擁護支援の個別の取り組みということや関係機関との連携ということで、支援調整会議を2ヶ月に1回程度ということでございます。後見人を含むチームによる支援の強化、意思決定支援・身上保護を重視した取り組み、後見人の候補者調整、家庭裁判所への推薦に関する妥当性の検討ということで、昨年度も開催しております。今日この後1件御検討いただく予定になっております。主に市長申立のケースとなっておりますが、それ以外のものですね。親族の方が申し立てるようなケースであっても、その御支援をさせていただいているような場合には、先生方に御意見を賜りながらその方向性とか妥当性とか、あるいは課題についてアドバイスをいただいている、と。個別のケースだけでなく、そのことを通して、しくみとしてどういう部分を強化していく必要があるかというような話題も出てまいります。いわゆる体制整備につなげていくという場でもあるという位置づけで開催してまいります。

家事関係機関連絡協議会という家庭裁判所の会議でございますが、昨年11月に開催されておりますが、これにもまた参加をしていくということ。

次に、サービス担当者会議、地域ケア会議等における権利擁護ニーズの抽出。先程、協力機関ということで成年後見センター、北部地域包括支援センター、障害者相談支援センターの御紹介がありました。いわゆる申立てが必要だというふうな依頼を待っているというだけでなく、個々に地域で展開されているケースの支援の中にどういう権利擁護の支援のニーズがあるかということが、みんなで気がつけるというようなための取り組みですね。権利侵害というところを見逃さないという取り組みが必要であるということ。そこを強化してまいりたいと考えております。

法人後見事業との連携ということで成年後見センターとの連携。具体的には月に1度ペースで担当の方とのミーティングをして、市の取り組み、社協さんでの取り組み・現状ということで、いろいろと擦り合わせをさせていただくということであります。昨年度、市民後見人養成推進事業の一環で、支援者向けの成年後見制度の活用に関するパンフレットも作成していただいております。後ほど配布させていただきますが、そんな形で市と両輪という形で取り組んでいただいております。

虐待防止・権利擁護研修（相談支援従事者・サービス提供事業者向け）ということで、昨年度3回にわけて、管理者向け、現場の施設従事者向け、それから在宅での虐待防止ということで主に相談支援関係者向けということで開催いたしました。施設従事者による虐待、あるいは不幸にもお亡くなりになるというふうな事案も、昨年度は市内でも発生したところでございます。そういったことを生まないための仕組み、虐待防止委員会という施設の中で求められているような仕組みを、きちんとどういうふうに活用していけるのか。それぞれのレベルでの取り組みをしていただくための研修。これも権利擁護の一環として強化をしてまいります。

工として、成年後見制度普及啓発の促進ということで、住民向けの普及啓発、権利擁護支援の広報。昨年度作成したリーフレットを各方面へ。特に今年、民生委員さんの一斉改選の年になっております。新しく民生委員になられる方、また市内全地区を網羅した非常に強力なネットワークであります。そういった方々にも成年後見制度、あるいは権利擁護といことの意識づけも、また機会を通じてしていきたいと思っております。

また、ホームページのほうにも掲載しております。掲載内容を資料にお付けしています。

市民向け権利擁護・差別解消講演会ということで、これは障がい福祉課のほうの事業としてやっていくことになっております。今日お配りしております。昨年度3月に開催を予定しましたところ、第6波の関係でできなかったということで、9月16日（金）に又村あおいさんという、障害福祉の関係では大変有名な方です。差別解消というふうなテーマも障害分野でいうと、あります。そして意思決定支援、権利擁護、成年後見制度と。大変わかりやすくお話をしていただける方で、以前1回来ていただいたのですが、またお越しいただきます。やはり障害分野の方々、当事者の方、家族の方々への周知というのは非常に課題であるなというのは感じております。市長申立があるのが良いかどうかということはありませんけれども、その方の親なき後ということが障害のほうではよく話題になります。非常に息の長い支援が必要になる、ライフステージを見据えた支援が必要になるということに関して、やはりそういうことを知るところから働きかけていけると良いかなと。ただ現時点でコロナ感染が右肩上がりの状況でございますので、状況を見ながら周知をして何とか2か月後には落ち着いて開催ができる状況になっていると良いなと考えているところでござい

ます。そんなことで開催をしてみたいと思っております。

市民後見人養成講座につきましては秋頃。昨年は11月、12月で開催されました。また社協さんのほうで業務委託として開催されます。これに先立って、市民向けの、昨年度今村会長さんからお話があったような市民向けの普及啓発の講座を開催できると良いかなと。そういった周知をした中で、9月の講演会もそうですが、市民後見人の養成もしていますということで、受講者を募っていけると良いかなと思っております。

市広報への掲載。昨年は6月ですね。今日の資料のほうにも小さいですが付けさせていただいております。権利擁護センター、中核機関の創設ということで掲載しました。今年は何月に載せるかというときに、12月は障害者週間というのがございます。その記事と付随して権利擁護の啓発を考えていこうという予定をしております。

部内職員研修、庁内職員研修ということで、関係機関への普及啓発の一環として庁内ですね。あるいは保健福祉部の職員に向けてということで、これは具体的に言うと明日ですね。健康科学大学の田村さん、社会福祉士会の前会長でいらっしゃいますが、講師として2回にわけて開催をいたします。

相談支援従事者向け研修、昨年度オンラインで開催したものでございます。これを基礎編・応用編にわけて、またこれは秋頃になるのか、後半に向けて開催をしていくということで、やはり意識づけですね。周知、理解促進というところが、制度の利用促進であり権利擁護支援の土台となっていくかなということで、ここのところを連携して取り組んでみたいと思っております。

オとして、市民後見人の養成・支援。社協さんへの委託となっておりますが、秋頃の養成講座が基礎編と、実践編ということで前年度基礎編を修了された方々への講座。昨年度は杉本先生のほうに講師をしていただいております。あとはフォローアップ研修ということで、年間を通じて日常生活自立支援事業の活動に従事をされたりということで、徐々に徐々に市民後見人候補者ということで手をあげていただいているというふうな、蓄積が表れて来たかなという段階であります。これをまた推進していくということでございます。

カとして成年後見制度利用に関する助成制度、利用支援事業についてのことでございます。調査の実施ということで、またこれは後ほど触れさせていただきたいと思えます。

以上のようなところを通じまして、また年間やっていくと。いわゆる例えば市長申立、支援調整会議等も、回数にしてケース数にしてこれだけですよということは、簡単に御報告ができるわけですがけれども。そういった中での課題であるとか、うまくいったこと、あるいはこういう部分で難航したということもございましたので、そういったことも踏まえてまた先生方の御協力のもと、取り組んでみたいと思っております。事業予定、その次の資料に、昨年度の活動との比較で今年度の取り組み予定を一覧表にしておりますけれども、そちらのほうも御覧いただければと思います。以上です。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございました。皆さん方のほうから何か御意見のほうはございますか。

○委員（杉本修）

すみません。リーガルサポートの杉本ですがけれども。事業予定のところ、昨年の事業予

定のところで「多機関協働調整会議」という記載が確か、あったと思います。多重問題を抱えているケースの調整もここで言うというような、そんな話だったかなと思うのですけれども。そのへんの今の現状と、今後の取り組み予定ですかね。もし決まっていれば教えていただければと思います。

○議長（今村幸治）

事務局のほうをお願いします。

○事務局（河野）

昨年度ですね、そのような記載をしてございましたけれども、事業報告の中で明確にそのところが何回ということによって挙げられていない状況がございまして、それに類するようなですね。いわゆる分野をまたがるような、包括的な課題を抱えたケースに対する検討の場ということは随時行われてきたわけでございますが、その明確な位置づけをしていくのにあたって、庁内の調整がなかなか難航した部分がありまして、明確な形としてはお示しできる形にまでは至らなかったということでございます。

他方ですね。今、国のほうで地域共生社会の実現。いわゆる高齢者、障害者、子どもというふうな分野を超えた一体的な福祉の推進ということ。例えば人口減少していく小規模な自治体などにあっては、そういうことをやっていかないと縦割りの福祉だけではできないということがあり、また大きい自治体であっても複合的なケースはどんどん出てまいります。いわゆる包括的な相談支援体制の構築ということで、重層的支援体制整備事業ということに着手していく自治体が徐々に出てきております。南アルプス市についても、ここに一歩踏み出していこうという段階で、その移行準備事業のほうに手をあげて、体制の検討に着手をしていくという段階になっております。この中では多機関協働ということは明確な一つの取り組みとして位置づけられておりますので、それをどういう形でやっていくというふうな検討は進めておりますけれども、まだその試行的なものとしても、これで何かやりましたというふうな形ではできなかったというところがあります。

○議長（今村幸治）

よろしいですか？

○委員（杉本修）

はい。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございました。それ以外に何かございますか？

○委員（宮沢秀一）

事業予定の、アイウでいうとウの、上から2つ目の家事関係機関連絡協議会。これは甲府家庭裁判所が主催をする連絡協議会ですけれども、その隣に※印で「広域連携の取り組み」と記載があるんですけれども、これの意味というか、南アルプス市が広域連携を例えば隣の

富士川町であるとか市川三郷町であるとか近隣の市町村と、中核機関の設置・運営というかそのへんを含めて広域連携の取り組みをしたいのだという意思表示なのか。あるいはただ単に、この家事関係機関連絡協議会を通じていろいろな所での広域連携の取り組みを知りたいのだという意味合いなのか、ちょっとお聞かせいただきたいということです。

なぜこんな質問をするかという、私は甲府市の利用促進の審議会の委員でもあるのですけれども、甲府市が近隣市町村との広域連携を検討すると利用促進計画の中に位置づけているのですけれども。これって現実的ではないと思うんですね。かなり、主導的にやろうとすると相手方の市町村の反発をくらう可能性もあるので。甲府市さんが何を考えてその計画を出されたのか。私はその計画自体、事業自体には反対をしたんですけれども、どうも入ってしまった経緯があるのですけれども。広域連携自体は悪いことではないんですけれども、ちょっとやり方の難しさがあるのかなと思って、こんな質問をさせていただきました。

それからもう1点すみません。次のページの市民後見人の養成・支援で、今現在、実際に市民後見人として登録されている方って何人くらいいらっしゃるのか。そして実際に活動ができる、市民後見人として、あるいは社協の生活支援員として既に活動されている方って何人くらいいるのかなと。包括の運営協議会では多分実績値が出ていると思うのですけれども、ここでもちょっと示していただくとありがたいかなと思いますので。2点お願いします。

○議長（今村幸治）

はい、わかりました。じゃあ、どっちが先にやるかな。家事関係のほうを事務局のほうからお願いします。

○事務局（河野）

家事関係機関の連絡協議会のところに広域連携の取り組みと。昨年度もそう書いてありましたので、そのまま載せておりますけれども。特に主導して何かということは、やはり本当に宮沢委員の仰ったように、その中に、もはやお答えもあったかなというくらい、いわゆる単独の市町村がどこか主導して何かということは、その難しさはあるのかなというふうに考えております。一方でその連絡協議会に出席することを通じて、のみをもって何か連携が図られるということの限界もあるように思っております。今回、後ほど触れさせていただく、要綱を御提供いただいたというふうな調査ですとか。これをさせていただきだけでも、他市町村さんから「いや実は、ちょっとそのへんがどうなっていますか」とか、甲府市さんの方からも「審議会でこういう話題が出ただけでもどうなっていますか」というふうな御連絡が入るきっかけにはなったのかなと。またこの調査結果自体も、各市町村さんのほうにお返しをして、南アルプス市のほうではこういう課題意識の中で今回こういう調査をさせていただいて、こんなように考えましたということで、また発信をしていきたいというふうには思っております。なかなかその先、具体的にどういう広域連携というところには具体案がある段階ではありませんけれども。いずれ個別のケースの中で何かこう、いわゆる狭間となったようなものであるとか、ということが出てきた時に、お互いのことを知った中で情報共有、連携が図られると良いかなというところは考えているところであります。

○事務局（千野）

まず令和2年度に成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって、ここにいらっしゃる方にも多くの御協力をいただく中で策定をさせていただきました。まず基本計画の中に広域連携の具体的な明記というのは、南アルプス市の場合には無いというのが一つあります。ただ、その計画をつくる協議の中で、当時、山梨県立大学の高木先生のほうからも広域連携の可能性の検討というような御発言があったかと思います。南アルプス市が単独で中核機関を設置して直営型で運営していく、高齢者、障害者の方を中心とした権利擁護を推進していくということなのですが、これがずっと単独で南アルプス市だけでやっていくのか、直営でこの形で継続していくのか。やはり、国のほうでも示されたように小さく産んで大きく育てるといふ、これがキーワードとしてあったかと思います。この形で何でも100%、中核機関の今のこの形がありきということではなくて、いろいろな状況を踏まえて検討を進めていったほうが良いだろうという御意見もあったかと思います。その中で、広域連携の可能性の検討というのは捨てるはいけません。ただやはり、先程宮沢副会長さんが仰ったように、近隣市のそれぞれの実情とかいろいろな状況もあります。南アルプス市が主導して、近隣市のほうを何か巻き込んで、具体的に何かアクションを起こしていくというふうなことは今のところ特に行っていません。ただ、近隣市の状況をまず把握していくというところが、まず大事になってくるのかなと。当然これは中核機関だけではなくて、包括支援センターだとか障害者相談支援センター、基幹相談ですとか、地域の相談支援のいろいろなものとも密接に関わってくるものです。そういった地域の相談支援の状況、権利擁護の支援体制の状況ということ、まず近隣市の状況を把握していく中で、広域連携の可能性がもしかしたら将来は模索されてくるということはあるかもしれませんが、今のところ具体的なそういったところはなくて、ここにある家事関係機関の連絡協議会とか、そういったところを通じて近隣市のいろいろな情報を得たりですね。情報交換をさせていただいたりとか。またここにはちょっと無いのですが、いろいろな弁護士会さん、司法書士会さん、社会福祉士会さんといろいろな協議の場とか連携できるような場もあつたりするので、そういった場を通じていろいろ近隣の状況を収集して行って、将来のことについて模索をして行ければ良いのかなという、そんな状況です。

○議長（今村幸治）

ありがとうございました。もう一つの質問で、社協の渡辺さんになりますか。どちらにしますか。

○事務局（河野）

はい、委託元から口火を切らせていただきます。市民後見人さんの活動状況ということですが、ここに田中一明さん、第1号ということで御出席いただいておりますが。現状、受任をされている、実際に活動されている市民後見人の方が2名、ケースとしては3件を受任されているというところまできております。その他ですね、先程もありましたように、いわゆる候補者という形で具体的にもう名乗りをあげていただいている方ですとか、徐々に増えてきているということで、そのへんのところを成年後見センターのほうからお話いただきたいと思います。

○関係機関（渡辺）

それでは成年後見センターのほうから、市民後見人養成講座を修了された方で、市民後見人をやるよというような気持ちで待っている方というのが今17名。17名ですけれども、そこに受任の2人が入っていたので、待っている方は15名、受任は2人となっています。

その17名の中でも引き続き日常生活自立支援事業のほうの生活支援員、法人後見のほうの支援員として、6名の方が、社協の雇用という形になるんですけれども、日自と法人後見の支援員として活動をされています。件数のほうはそれぞれちょっとバラバラですので、多くて5件、6件やられている方もいますし、少なくとも1件以上というような形で支援活動をされています。その引き算をしていくと、特に本当に待機をされている方というのは10名弱くらいは今いらっしゃるような状況になります。以上になります。

○議長（今村幸治）

よろしいですか？

○委員（宮沢秀一）

はい。

○議長（今村幸治）

私が1人知っている市民後見人の人は間もなく辞めると言っていますが。水をかけるようなお話をして申し訳ないのですが。他に何かございますでしょうか。はい。

○委員（杉本修）

すみません。イの相談窓口の体制整備と、あとうの法人後見の連携というところに絡むことで、質問ではなくて、要望ということになるのですけれども。成年後見センターに限らず、最初の一次相談が入ったところで、相談を受け付けたところで、どの制度に、どの機関につながればいいのかというのは、すぐには判明しない案件というのもたくさんあるだろうなあと考えていて。そういう時にですね。適切な相談ができていない、適切な機関につなげていないというケースが、南アルプス市の話ということではなくて、他の市町村を見てもですね。結構あるなあと。せっかく社協とか、市とか包括とかに相談を持ち込まれたんだけど、そこで相談機能をうまく発揮できなくて、どこにもつながらなかった。で、その後問題が大きくなってしまったというようなケースが多々あるなあとこのように感じています。なので、成年後見センターなり他の関連機関に相談が持ち込まれて、そこでどうアドバイスしていくか迷ったような時はですね。この権利擁護センターとも情報共有しながら、必要であればさらにこの中に支援調整会議もあるので、そこで直ちに後見制度を利用すべき案件のみならず、後見制度を含めたどんな制度で支援すればいいのかというような案件についてもですね。支援調整会議にあげて議論しても良いのかなと感じています。甲府の支援調整会議はそういう案件もたまにあがってくるんですね。で、またそこで議論して、その内容を持ち帰ってもらってということは何度も繰り返してということをするんですけれども。そんなこともできたらいいのかなと思います。すみません、以上です。

○議長（今村幸治）

何かお答えすることはありますか。

○事務局（清水）

ありがとうございます。本当に心強いお言葉をいただきまして、ありがたい限りです。権利擁護に限らず、世帯内で複合的に課題を抱えているケースはたくさんあります。一次相談とか総合相談で各相談機関が相談を受けるのですが、一つの機関だけで解決できることは非常に少ないです。そこはやはり課題のほう、関係性などひも解く中で、適切に協働できるところへつないでいくということは確かに基本的にあります。それともう一つ、権利擁護とかこの成年後見制度を使うというところで、専門的な見地から御意見をいただかないとなかなかうまくいかないというところも、われわれの普段の業務の中で肌で感じているところがありますので。そこは遠慮なくですね。中核機関としてそういったケースについてきちんと協働するという枠組みなり形を、この1年を通じて作っていきたいというところと、あとは今せっかく仰っていただきましたので、後見を申し立てる云々ということだけではなくて、このケースについてはどういう視点で考えていくべきかというようなところも含めて、支援調整会議のほうですね。また皆さんから御意見なりアドバイスを受けていくことで、きちんとした支援につなげていく。そういった視点をわれわれが普段から意識していくことと、あとはやはり相談支援を担っている方々とそのへんを共有して、これが言葉だけで終わらないように、きちんと普段の業務の中で、多機関協働という視点も含めて活かされるように努力をしていきたいなというふうに思います。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございました。他に、はい。

○委員（高山理恵）

主任介護支援専門員の高山と申します。専門職向け権利擁護・成年後見制度研修会が、昨年もオンラインであっても開催されたことを大変ありがたく思います。介護保険の事業所は、昨年度の介護保険の改正によって、虐待防止に関する基本指針の作成であったり、研修が義務づけられております。南アルプスは小さな事業所さんが大変多いので、こういった虐待の研修や指針を、それぞれの事業所で作れとはなって義務づけられているんですけども、どこまでできているのかというあたりは様々だなというふうに思っております。そういった意味では、オンラインであってもこういった研修を是非お願いしたいなと思っておりますので、今年度も開催に向けて、こんな（県内のコロナ新規感染者数）千人なんていう話にはなってきてしまっているんですけども、ぜひお願いしたいなと思っております。要望です。すみません。

○事務局（清水）

ありがとうございます。こういうことって、何か特別なことをやるというよりも、愚直にですね。基本的なことを繰り返していくということがすごく大事ななというふうに思って

おりますので。また今年度も周知啓発、そこからスキルを高めていくということの取組として、開催に向けて準備のほう進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございます。それ以外に何かございますでしょうか。

なければ2番の議題は終わりにさせていただきます。

3番のその他に移らせていただきます。

○事務局（河野）

では、その他ということで、今お配りしましたのは「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」ということで、成年後見センターのほうで委託事業の一環で作成をしていたものであります。やはり、権利擁護の必要性であるとか、成年後見制度とは？というところの大枠のお話は周知する機会がありましても、具体的にそれを活用することでどうなるということとか、どういった支援者側に協力が求められるというようなことの理解ということも重要になってくるかなという中で、詳しい制度の利用の場合の流れというところ、詳細をこのような冊子にさせていただいたところでございます。これをまたそういった支援者向けの研修会ですとか、いろいろな機会を活用をしていけると良いかなと思っております。本人情報シートの書き方なんていうことも、ガイドラインを載せていただいたりということで、作成をさせていただきましたので、配布させていただいたところでございます。

あと1点、先程から出ております成年後見制度利用支援事業の対象者の要件に関する調査ということで表がございます。大変小さい表で恐縮でございますが、この調査をしましたのは昨年度のこの協議会の中で、いわゆる居住要件ですね。住所要件というところをめぐって、南アルプスの要綱からすると南アルプスの報酬助成の対象ではないというふうに判断されるけれども、他市のほうでいくと、南アルプス市が生活保護の実施者になっているので南アルプスで助成を受けてもらいたいということで、南アルプス市の窓口に来られたと。そういうことで、ちょっとその狭間になってしまったというケースがあったというところのお話。あるいは、昨年度はこの南アルプス市としての利用支援事業の要綱を全部改正というふうな形で、収入要件をなくして資産要件によって助成対象を判断していくというふうな改正を行ったばかりのところでございます。この資産要件についてもその基準額が妥当なのかどうかというふうな御意見等いろいろとありましたので。どうしてこういうことが重要になるかというのと、やはりそこで報酬助成が確実に見込めるということがないと、なかなか後見人の受任をしていただける方も見つからないかもしれませんし、結果その方の権利擁護が図られないという恐れもあります。だいたいそうした見通しがある中で、後見人さんが活動ができるということが重要になってくるわけでありましてけれども。そういったことで、全部いろいろと、例えば市町村長申立の手続きまで要綱で定めているか定めていないかというふうなことなんかも見始めるといろいろと違いがあるわけでございますが、話題となった論点となった住所要件、居住要件の部分と、収入・資産要件ですね。報酬助成の対象の要件というところについて比較をいたしました。

それぞれ規定のしかたに違いがあるわけですがけれども、結果わかったことは、多くの市はですね。当然その居住者であること、居住していて住民基本台帳に登載されていること。こ

この書き方もばらつきがあるわけですが、そこに住まわれている方は勿論対象となるわけですが、その市町村に住所がない方であってもという時に、南アルプス市の場合には本市の措置もしくは給付決定により市外の施設を利用している方という書き方になっております。施設については介護保険、生活保護、障害というふうなことでございましたけれども、この施設を利用しているというふうな書き方が、他の市町もそのようになっていくかと言いますと、施設ということまで明記しているとは限らない。ただ介護保険の、他の自治体にいるけれども当該自治体が介護保険の保険者、その方がその市の被保険者であるということ。障害の支給決定を受けている方であること、生活保護の保護を受けている、あるいは老人福祉法の措置を受けている、というふうな書き方の要綱にしている自治体が市の中ではわりと多かったと。南アルプスの書き方のほうがわりと丸めた書き方、しかも施設ということの明記があることによって、これは狭間が生じる部分であるかなということがわかりました。ここについて、どういうふうにしていったら良いのかということの検討までは至っていないわけですが、一つはそういったところがあったということでした。同じように○がついていても、書き方の違いは若干あるわけですが、わりとそういったところが多かったかなということでございます。

裏のほうに行きまして、今度は報酬助成の対象要件の中の、収入・資産等に関する規定ということでございますが、南アルプス市の場合には30万円、いわゆる預貯金等が30万円以下という方。あるいは報酬を支払った場合に30万円以下になってしまう方についてはそのぶんを助成するということが明記しておりますけれども、なかなか金額まで出ているというところは少なく、あくまで生活保護の被保護者であること。または報酬を払うことによって要保護者となってしまう。あるいはそれ以外で報酬を払うことによって制度の利用が困難となってしまう。あるいは市町村長が認める場合というふうな、要綱の比較だけですと、ここまでの把握にとどまるということで、なかなか難しいなど。ここをもっと明らかにするには、ちょっと具体的に追加の調査、アンケート等が必要になるかなというところでございます。

その他、第三者後見人に限るということを明記しているところがわりと多いのかなというところ。ただ、それについても5親等と言っていたり4親等と言っていたり、そこまで書いていなかったりというふうな違いもあるということでございます。そこについては特に問題となっておりますので、ただ載せたというところでございますが、この(2)の裏面のほうについてはまだ課題が残っておりますが、一応そのような調査結果でございましたので御報告をさせていただきます。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございました。なかなかまとめるのに大変だったろうと思いますね。書き方がいろいろ千差万別あるので、大変だったろうと思いますけれども。まとめてもらって、また追加でまとめてもらう必要が出てくるのかなと思っていますけれども。何か皆さんのほうから御質問等ございますか。はい、どうぞ。

○委員（杉本修）

質問ではないのですが、なかなか県や裁判所も過去にまとめたことがあったのか

なと思うのですが。この成年後見制度利用支援事業の実態を調査していくというのはなかなか大変で、よくここまでまとめていただいたなという感想が1つと。あと先程仰っていたように、見えている要件だけだと実態を把握できていなくて、この中でもですね。載っていないけど収入・資産要件を実質的には課しているところが結構いっぱいあるのだろうなというのを眺めながら思っていたりしました。これはどこかが、何というか実際のここに見えているものだけではなくて、実際どうなのかという一覧を、どこかでどうにかして作りたいなと思っていて。結局やはり要綱上でこうだけれども実際は違うということが多々あってですね。これはもしかしたらその担当の職員の理解不足もあったかもしれませんが、某自治体だとですね。資産要件、収入要件ともに課していて、生活保護を利用されている方の場合でもその資産を超えた場合は報酬助成はしませんよという回答があったこともあったりしてですね。何というかこの要綱上ですね、不適切な内容があればどの自治体にも改めてもらいたいし。それだけではなくて、要綱をせっかく揃えても予算づけをしていなくて出す費用がないとかですね、そういったこともありますし。何ともこれをこの場で話してもなんですけれども。何とかですね、就任して報酬がゼロという案件を1件でもなくすように。実際にそこそこあるんですね。どの団体にもそういう案件が回ってくるのですけれども、その案件を何とかゼロにしたいなというふうに常々思っていますという、すみません感想なんですけれども。

あとごめんなさい。もう1つ、このパンフレット。私ちょっと初めて見て、非常によくまとまっていて、特に一般の家族とか実際に支援を受ける人向けではなくて、まさに支援者のためと書いてありますけれども。そこ向けのパンフレットとしては、ここまで出来が良いものは見たことないなと。どこでどういうふうにまとめたのかわからないですけれども、まあ凄いなあという感想が1つとですね。あと13ページに報酬に関する表が載っているんですけれども。これはあまり今実態を、特に山梨県の場合は実態を反映していないなというのと、あまり山梨の場合は本人の財産でいくらというのとは別のルールで報酬が決まっているので。まあ山梨の場合はちょっと違うのかなというところと。あと昨日、甲府の連絡協議会かな、というのがあって、そこで出された資料の中で、多分全国の社協に向けたアンケートの回答だったと思うんですけれども。相談を受けても、本人の財産・収入が乏しくて、成年後見制度はあきらめたみたいなお返事が、いくつか載っていたんですけれども。実際はその、まとめてもらった報酬助成の制度もあるし、本人の財産と収入が乏しければ後見人の報酬が下がっていくだけで、制度が利用できないということはないので、そこだけもしこの資料を使ってですね。活用していくときには、財産がない、財産・収入が乏しいと、制度が使えないということはないということ、併せてこの資料を活用できると良いかなと思いました。

○委員（田中一明）

すみません。良いですか。せっかく来たので一言。今、市民後見人に選任になりましてちょうど1年半になります。そしてコロナの中なので、どうしても活動が制限されてしまうんですね。私の担当しているのは施設の方々なんです。施設になるとどうしても面会ができない状況が続いています。そして今の6波、7波のコロナなんですけれど、非常に振幅が大きいですよね。で、周期が長いですよね。そのボトムでしか面会できない。こういう状況が続

いています。どうしても4ヶ月とか5ヶ月にやっと面会ができるような状況で、10分くらいの面会になります。だいたい仕切られたところに10分くらい。あと1つのところは、入口のドア越しに面会してくださいと。どうしてもそうしてなると、その人の表情とか容姿を見ないと、その人の生活状況とかが把握できない。どうしてもできないです。何を欲しいんだろうとか、何を要望しているんだという、そういうことが見えてこないんです。そういうことがどうしても気になります。施設とですね、関係者に、看護師とか栄養士さんに、どういう状況ですか？と確認するしかないんですね。そんな状況が今続いておりました。長く施設に行っていますとね。施設の関係者が声をかけていただいて、こんな状況ですよとか、こんな様子ですよとか、意外と教えてくれるようになりました。本当にありがたく思います。

最近社協さんの成年後見センターですね。いろいろな養成講座を行っていますが、養成講座の中で、内容は文章で書いてあることは非常に難しいことが書いてあるんですが、実際はアクションしかないんですね。結局思うことはですね。今の講座を受けて、多くの方が賛同して、それに協力しようという方がいっぱいおられると思います。意外とそういう経験とか知識を持った方が大勢おられると思います。そういう人たちをどういうふうに大きな輪にして、いろいろの関係者が輪になってですね。一つのグループでもない、リングを作っていますね。そして大きなパイを広げていくということも、凄い大事なことだと思いますけれども。そういうものに協力していただいて、市民後見人の活躍する場所を、大きく広げていってもらいたいと思います。

そして、本当に細かいことなんですけれども。去年、市の元気券がありました。元気券をもらった時に、どうしても困るんですね。私。その人の元気券をどうしようと。その前にもね、1万円もらった時の券があったんですね。その時は衣料とかを買えたので、要望を聞いて買いに行って、そしてある程度1万円ですけれども、9千5百円くらいだったのを券で買ってあげたんですけれども。今回はどうにもならなかったですね。どうしようかと思ってですね。施設の関係者とどうしましょうかと。施設のお祭りでも何でもいいですから使ってくださいと。預かり物の領収書を書いてもらって、使ってくださいという形で処理しました。そういうことも、ちょっと感じたことが1点です。細かいことなんですけれども。

そして、最近新聞を見ますと、3面記事を見ると、介護虐待、児童虐待。それと物価高騰における貧困生活ですね。それと特に性暴力。新聞の3面記事を賑わしてしまっていて、この中で暮らしている方たちは、どんな暮らしをしているのかと、つくづく思っております。最近感じたことなんですけれども。そんな形ですね、また今後とも市民後見人のリングを、パイを広げるようにみなさんの御協力をお願いいたします。

○議長（今村幸治）

まだ発言をいただいていないお2人のほうで何か。塩澤さん、感想でも何でも結構です。お願いいたします。

○委員（塩澤一夫）

障害者の相談支援事業所のほうをやっています。塩澤と申します。相談業務と、それからいろいろな関わりをさせていただいている中で感じていることはですね。私、初めてだからわからないんですけども。権利擁護センターは、もちろん直営で市のほうにあるんですけど

も。こちらから、私のほうから見ているとかなりの事業量と、かなりの業務量ですかね。個々のケースで当たっていただいて、私たちのところで関係性が来るまでには、かなりの御苦労をされていてですね。個人の感想ですけど、すごく大変なんだなと思うんですね。権利擁護センターとしての機構のあり方だとか、組織のあり方とか、ここに問合せは介護福祉課というふうになっておるんですけど、障がい福祉課も一緒になってやっていただいているんだと思うんですけども。年々増加するこういった権利擁護、それから意思決定支援ですか。意思を汲まなきゃいけない、汲んでいくという、そういう中で。ちょっと言葉は悪いんですけども手間暇かかるんですね、すごくて。そういった面で、充実していくべき組織だとか機構ではないかなというふうに思って、ぜひそういうところをお願いしたいというふうな感想ですね。今後ともぜひ協力をさせていただければと思います。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございました。花輪弁護士、何か一言お願いします。

○委員（花輪仁士）

特にこれといった話はないんですけども。支援調整会議なんかに出させていただくと、それなりにというか、結構件数もあってですね。南アルプス市の成年後見制度の利用促進が相当図られているのではないのかなと。特に他の市と比べてですね。そう思いますので、今後も協力できることはしたいと思いますので、事業を継続していただいて、もっと発展していけば良いかなと思います。また、今回計画されている講演会も非常に、これを見る限り良さそうだなと。僕も行きたいなと思ったんですけども、予定が入っていたので、ちょっと今回参加ができなくて非常に残念ですので、また同じようなことがあれば是非御案内いただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（今村幸治）

はい、ありがとうございます。それではこれで議題は、時間も迫っていますので終わりにさせていただきますと思います。司会のほうへマイクをお戻しします。よろしくお願いいたします。

○進行（堤課長）

今村会長、議事進行のほうありがとうございました。それでは次第によりまして、6のその他でございますが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局のほうからは、よろしいですね。それでは、無いようですので次回のこの会議でございますが、令和4年度中、今年度中にあと1回、第2回目の協議会を開催する予定となっております。日程等決まりましたら御案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは最後、閉会ということで、閉会にあたりまして宮沢副会長より閉会の言葉をお願いいたします。

○副会長（宮沢秀一）

皆さんお疲れ様でした。時間も超過しておりますので手短にというか。

さっきの広域連携の話ですけれども、こういった先程のアンケート調査って、本当は県がちゃんと音頭を取ってやらなければいけないところを、たぶん南アルプス市は先行してこういうふうには、県内でも先行しているんじゃないかと私は印象で思っています。たぶん杉本委員さんも甲府市さんとも関わりが強いので、そんな印象が、事務局機能はほぼ県内一かなと思いますし、支援調整のほうも甲府と劣らず、というところだと思います。あとは市民後見人さんの活用といいますか、十分活躍できる場はまだ提供されていないという風な印象がありますので。そこは支援調整会議であるとかマッチングというところを機能を充実していただくの良いのかなと。それに関してはわれわれ3団体も協力を惜しみませんので、また声かけをしていただければというふうに思います。今日はどうも長時間お疲れさまでございました。

○進行（堤課長）

ありがとうございました。本日は皆様方から貴重な御意見をいただきました。また今後、権利擁護センターの運営に活かしていきたいと思っておりますので、また今後とも活動の御支援のほうをよろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、令和4年度第1回南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会のほうを閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

閉会 午前 11時10分